

# これまでの経過概要

2018年

4月25日 「大阪市違法民泊撲滅チーム」 設置

目標：G20大阪サミットの開催までに、違法民泊を撲滅することをめざす。

6月1日 「違法民泊指導実動部隊」 発足

警察官OB等を配置し、浪速区役所内に部隊の事務所を設ける。

9月5日 国に対し要望書を提出

仲介業者が掲載施設の適法性を厳格に確認することを求めて要望書を提出

2019年

3月14日 国に対し再度、要望書を提出

自治体独自での解決が困難な課題について、国において適切な措置を講じるよう要望書を提出

# 旅館業法の許可施設数の推移

旅館業（特に簡易宿所営業）の施設が**増加**

## 旅館・ホテル、簡易宿所施設数



# 特区民泊の認定件数（全国の状況）

全国の特区民泊認定居室のうち、**9割以上が大阪府下**に集中

## <東京都大田区>

2016年1月 事業者受付開始  
2017年12月 条例改正（2泊3日）

（2019年4月30日時点）

・認定105施設527居室（申請127施設565居室）

## <北九州市>

2017年1月 事業者受付開始（2泊3日）

（2019年4月30日時点）

・認定2施設2居室（申請2施設2居室）

## <新潟市>

2017年7月 事業者受付開始（2泊3日）

（2019年4月30日時点）

・認定1施設1居室（申請1施設1居室）

## <千葉市>

2017年12月 事業者受付開始（2泊3日）

（2019年4月30日時点）

・認定1施設1居室（申請1施設1居室）

## <大阪府>

2016年4月 事業者受付開始  
2016年12月 条例改正（2泊3日）

（2019年4月30日時点）

・認定16施設29居室（申請17施設30居室）

## <大阪市>

2016年10月 事業者受付開始  
2016年12月 条例改正（2泊3日）

（2019年4月30日時点）

・認定2,357施設7,298居室（申請2,497施設7,688居室）

## <八尾市>

2016年4月 府において事業者受付開始

（2019年4月30日時点では申請なし）

## <寝屋川市>

2016年4月 府において事業者受付開始

（2019年4月30日時点）

・認定2施設6居室（申請2設6居室）

# 区別適法施設数（2019.4末）

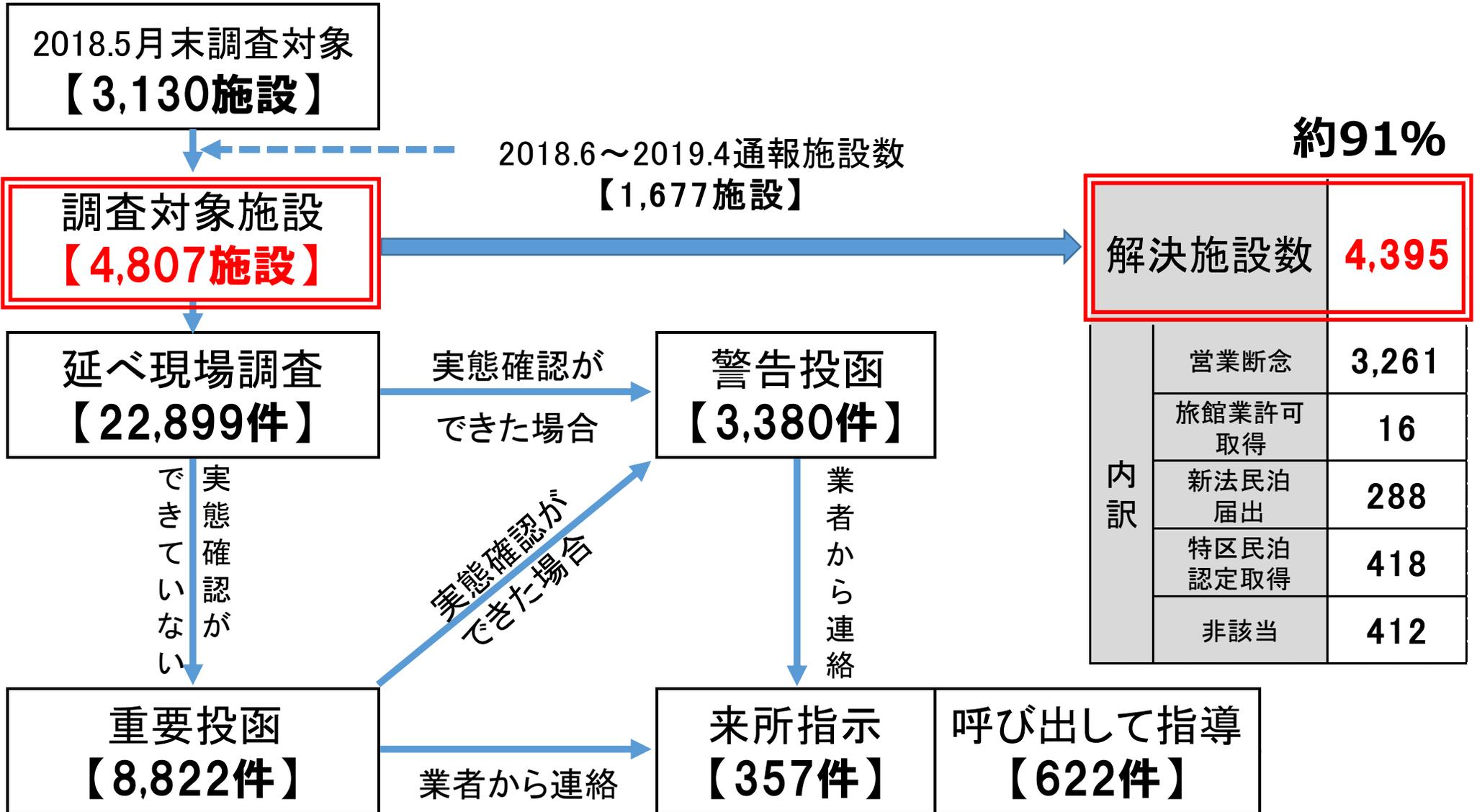
適法施設は、**中央区、浪速区及び西成区**に集中

区	簡易宿所 許可施設数	特区民泊 認定居室数	新法民泊 届出数
北区	95	322	109
都島区	18	114	59
福島区	12	79	46
此花区	26	157	19
<b>中央区</b>	<b>160</b>	<b>1812</b>	<b>635</b>
西区	12	490	116
港区	10	180	52
大正区	9	74	13
天王寺区	28	279	93
<b>浪速区</b>	<b>66</b>	<b>1473</b>	<b>664</b>
西淀川区	3	56	11
淀川区	13	204	68

区	簡易宿所 許可施設数	特区民泊 認定居室数	新法民泊 届出数
東淀川区	5	89	76
東成区	25	275	42
生野区	29	290	32
旭区	0	22	66
城東区	8	132	12
鶴見区	1	0	1
阿倍野区	11	83	21
住之江区	10	34	9
住吉区	4	24	10
東住吉区	3	59	10
平野区	1	40	5
<b>西成区</b>	<b>99</b>	<b>1010</b>	<b>207</b>
<b>総計</b>	<b>648</b>	<b>7,298</b>	<b>2,376</b>

# 違法民泊指導実動部隊調査件数 (2018.6~2019.4)

実動部隊発足後の**解決施設数は4,395施設 (約91%)**



# 営業者特定の重要性

事業者に直接指導した施設の解決率は約99%

○営業者を特定させ、直接事業者に指導を行った際の解決率

$$\begin{array}{ccc}
 5,571 & / & 5,620 = \\
 \text{(解決施設数)} & & \text{(直接指導施設数)}
 \end{array}$$

**約99%**

**営業者を特定し、直接事業者に指導を行うことが解決率の増加につながる。**

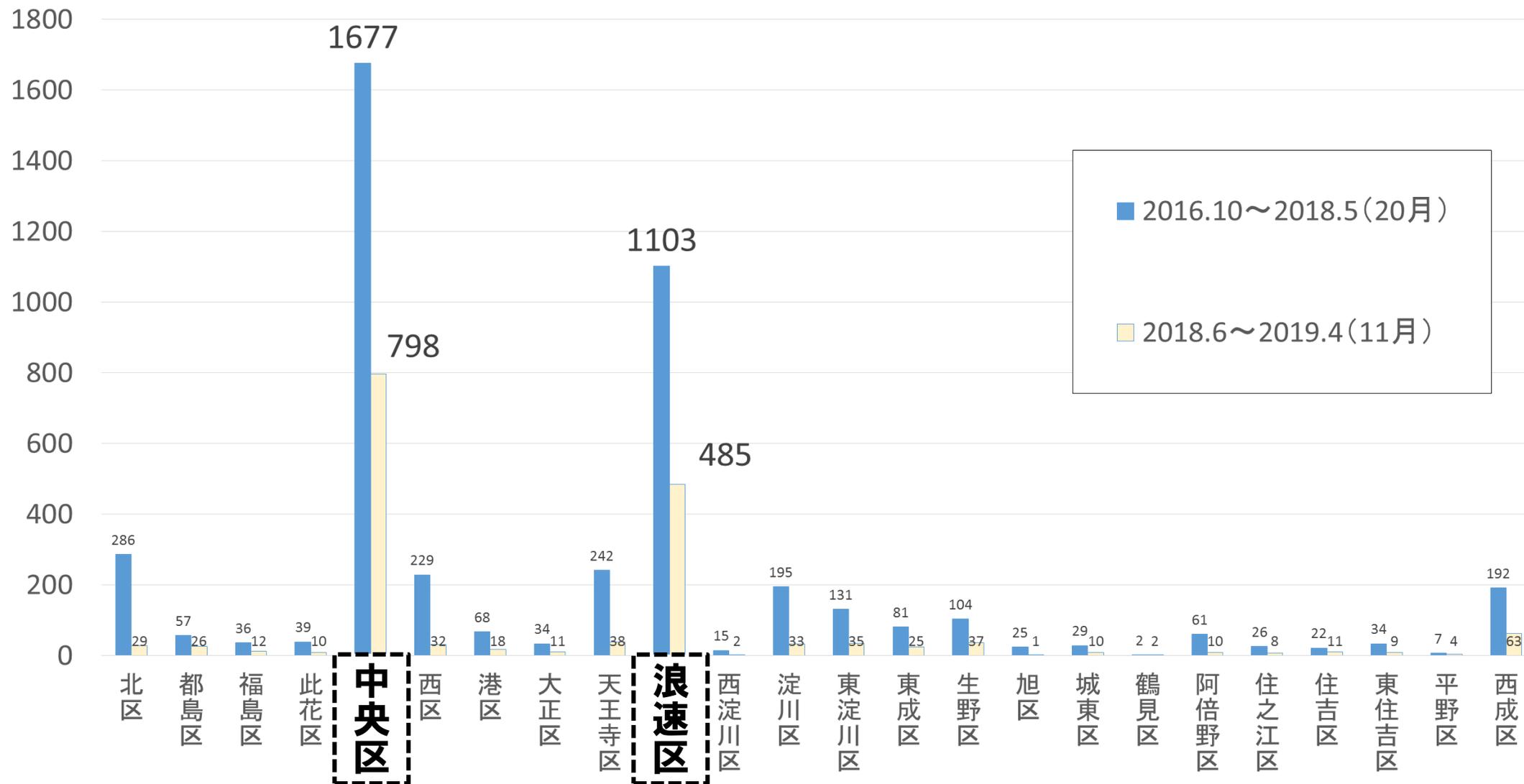
調査対象施設数	調査施設数	直接指導	指導結果						調査中	調査不能	調査予定
			営業断念	認定取得	旅館業許可取得	住宅宿泊事業届出	旅館業非該当	指導中			
			6,325	6,321	5,620	3,983	736	46			

解決施設数：5,571施設

2016.10~2019.4

# 区別通報施設数

違法民泊の通報は、**中央区**、**浪速区**に集中



## 自治体独自で解決困難な課題について、国へ要望書を提出

- 海外に居住しながら国内で違法民泊を営む者への指導やSNS等を利用した新たな事業形態など、自治体独自で解決が困難な課題が顕在化
- 自治体独自で対応が困難な課題について、国へ要望書を提出

（大阪府、大阪市、堺市、枚方市、八尾市）

【要望先：国土交通省、厚生労働省、内閣府】

### 国土交通省



### 厚生労働省



### 内閣府



国土交通大臣 石井 啓一 様

厚生労働大臣 根本 匠 様

内閣府特命担当大臣（地方創生・規制改革）片山 さつき 様

適正な民泊サービスの普及に向けた  
措置等について（要望）

大阪府内では、旅館業法、国家戦略特別区域法及び住宅宿泊事業法に基づく適法施設への誘導等による違法民泊対策や、民泊営業者に対する法令遵守の指導徹底により、適正な民泊サービスの推進に取り組んでいるところです。

また、特に違法民泊が多い大阪市では、昨年6月の住宅宿泊事業法の施行に先駆け、昨年4月に大阪府、大阪市が連携して「大阪市違法民泊撲滅チーム」を設立し、本年6月に開催されるG20大阪サミットまでに違法民泊の撲滅に向けて取り組んでいます。また、海外に居住しながら違法民泊を営む者への指導や、仲介業者を経ずにSNSを利用して宿泊者を募っている者への指導等、自治体独自で解決することが困難な事例が確認されています。

一方、住宅宿泊事業法に基づく届出をした施設においても、制度の根幹である年間宿泊日数180日の確認が困難であるなどの課題も出てきています。

つきましては、適正な民泊サービスの普及のため次の事項について要望します。

記

- 1 仲介サイト上に施設の所在地を掲載させる等、宿泊者や地方自治体が掲載施設の詳細な情報が確認できるよう必要な措置を講じること

- 2 住宅宿泊事業だけでなく、旅館業及び国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の施設についても海外無登録サイトに掲載できない規定を設け、海外無登録仲介業者に対し、住宅宿泊仲介業の登録を行うよう強く働きかけること
- 3 海外に居住しながら営む違法民泊施設について、国内の管理代行業者への規制を設ける等、適切な指導を行うための有効な措置を講じること
- 4 営業者の特定の為、関係機関に対し必要な情報の提供を求めることができる規定を設けること
- 5 住宅宿泊事業者からの定期報告の内容を正確に確認できるよう、住宅宿泊仲介業者からの報告との照合が確実に実施できる仕組みづくりを行い、年間宿泊日数180日の上限を遵守させるために必要な措置を講じること

平成31年3月14日

大阪府知事

大阪市長

堺市長

枚方市長

八尾市長